

令和5年度に実施した主な事業

～第5次平田村総合計画～

1. 心やすらぐ あんしん快適の平田村

須賀川地方広域消防組合負担金	1億5,014万円
石川地方生活環境施設組合負担金	1億3,388万円
児童手当支給事業	6,651万円
平田村産業振興公社運営補助金	3,800万円
特別養護老人ホームよもぎ荘増床事業	3,472万円
健康増進事業(総合健康診査、人間ドック事業等)	1,831万円
乳幼児・子ども医療費助成事業	1,771万円
蓬田岳森林公園指定管理委託	1,700万円
高校等通学支援事業	1,314万円
予防接種事業	1,287万円
放課後児童クラブ運営事業	1,151万円
赤ちゃん誕生祝金・子育て支援金支給事業	672万円
小松原消防屯所・ホース乾燥塔新設	592万円
住宅用火災警報器購入事業	572万円
合併処理浄化槽設置整備事業	506万円
井戸掘削等事業費補助金	267万円



よもぎ荘増床事業敷地造成工事



小松原消防屯所

2. 心おどる にぎわい交流の平田村

小中学校スクールバス運行事業	8,411万円
ふくしま森林再生事業	8,156万円
社会資本整備総合交付金事業(村道等整備事業)	6,678万円
広葉樹林再生事業	6,539万円
学校給食運営事業	3,935万円
勤労者体育センター空調設備整備事業	3,908万円
地方路線バス運行補助金	3,637万円
多面的機能支払交付金事業	3,408万円
中山間地域等直接支払交付金事業	2,954万円
学校給食補助事業	2,884万円
辺地対策事業(村道整備事業)	1,501万円
吉野草土地改良施設改修工事	1,129万円
旧蓬田こども園解体事業	899万円
水路等整備工事(羽貫田地区、鹿ノ子地区)	740万円
住宅取得支援事業	605万円
水稻経営支援事業交付金	384万円



体育センターエアコン設置



吉野草土地施設改修工事

3. 心つながる ふれあい協働の平田村

生コン舗装材料支給事業	412万円
広報ひらた発行事業	304万円
道路等維持修繕補助金	298万円
議会たより発行事業	135万円
地域づくり支援事業	100万円



生コン舗装事業

ひらたさんちの家計簿

村の財政と家庭の家計では、仕組みが違いますが、一般会計歳入歳出決算額を1000分の1に縮小し「ひらたさんち」の家計に例えてみました。



一般会計歳入決算額 46億5,763万円 ▶ 家計収入額 465万8千円
一般会計歳出決算額 43億7,096万円 ▶ 家計支出額 437万1千円

収入

(単位：千円)

区 分	村の収入項目	金 額	増 減
給 料	基本給 村 税	642	0
	諸手当 地方交付税 譲与税・交付金	2,667	40
パート収入	分担・負担金	91	△ 22
	使用・手数料		
	諸収入		
	財産収入		
	寄附金		
祖父母からの仕送り	国県支出金	711	△ 94
ローン（借入金）	村 債	209	△ 457
貯金の取崩し	繰入金	12	△ 31
前年度の残金	繰越金	326	△ 127
収 入 合 計		4,658	△ 691

支出

(単位：千円)

区 分	村の支出項目	金 額	増 減
食 費	人件費	760	31
医療費、学費など	扶助費	405	86
ローン返済	公債費	808	21
光熱水費など雑費	物件費	593	△ 28
行政区の区費など	補助費	815	160
車などの修理代	維持補修費	40	0
子どもへの仕送り	繰出金	283	△ 153
家の増改築	普通建設事業費	408	△ 691
貯 金	積立金	258	△ 76
株式投資・貸付金	投資及び出資・ 貸付金	1	0
地震・大雨災害時 の応急処置	災害復旧費	0	△ 2
			0
支 出 合 計		4,371	△ 652

貯金残高	基金残高	2,437	255
------	------	-------	-----

ローン残高	村債現在高	6,542	△ 584
-------	-------	-------	-------

昨年家を増築した分の借入金が今年は減ったね。
お父さんの基本給は変わらず、お母さんのパートの収入が減っちゃったね。
手当は増えたけど、なかなか収入が増えないな。



今年は、物価高騰の影響を受けて、食費が増えたね。医療費や行政区の区費も増えてきてる。
家の増築が完成！ローンの返済がんばるぞ！
ローンの返済に対して諸手当で補てんされるんだって。ラッキー！
ローンの返済額が多くなったので、積立額も検討していこう。



●●● 平田村のふところ事情 ●●●

①借金をする理由は？

お金がない＝借金をするわけではではありません。

公共事業をする場合には、一時的にお金が必要となります。その年の収入で事業を賄おうとすると、他の事業ができなくなってしまいます。複合施設のように、長期間使用していく施設を建築した場合、貯金で支払いをすることもできますが、将来使うであろう人たちの負担がなくなり、一時的に貯金が減ることで、今住んでいる住民の方へのサービスが低下してしまいます。

複合施設等の建物はすぐにはなくなりませんので、出費を将来的に平準化し、負担を公平にするため借金をしています。

②過疎対策事業債とは？

平田村は、平成28年に過疎地域に指定されました。

人口減少率等により過疎地域と指定されたことは残念ですが、それにより国から返済に対して補てんが多い、「過疎対策事業債」という起債（借金）ができるようになりました。

過疎対策事業債の場合、利息を含めた返済額の70%が国により補てんされます。村ではこれを有利なものと考え、計画的に借り入れすることになりました。

このような借金は、地方自治体ならではの仕組みです。大切な税金を、ただ借金として払うのではなく、有利な条件で借り入れをして村に還元するようにしています。

たとえば、1億円を借入をします。（今回、利子は考えません）毎年1千万円ずつ10年で返済します。

年間返済額が1千万円の場合、700万円が諸手当（地方交付税）として、戻ってきます。これを10年間返済すると、7千万円が戻ることになります。

③現在の借金・貯金は？

令和5年度末の借金の総額は、65億4千2百万円です。毎年返済をし、令和13年度末には12億3千6百万円になる見込みです。

ただし、①②のとおり村では有利な起債（借金）を活用していますので、65億4千2百万円のうち46億2千3百万円は、国が補てんすることになりますので、実質の借金は19億2千万円です。

貯金残高は、令和5年度末で24億3千7百万円です。